

神戸市精神障害者支援地域協議会 設置要綱

(目的)

第1条 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的な連携による支援体制構築に向けて、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されるよう、精神障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(設置場所)

第2条 協議会は区ごとに設置する。

(組織)

第3条 協議会の構成員は、当事者・家族団体、精神科医療機関、障害福祉・介護サービス事業者、社会福祉協議会、居住支援・就労支援関連事業者、民生委員児童委員協議会、教育機関、管内警察署などのうち区が決定する。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 区域内の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに必要な体制に関して協議すること。
- (2) 措置入院者等の退院後支援計画について、作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うこと。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、精神障害者の地域支援のために必要と認められること。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、区の指名により定める。

(代表者会議)

第6条 協議会の中に、地域における精神障害者の支援体制等に関して関係機関が協議するため、代表者会議を設置する。

2 代表者会議は、協議会の会長が招集し、会長が議長となる。

(ケース検討会議)

第7条 協議会の中に、退院後支援計画の内容等を協議するため、ケース検討会議を設置する。

2 ケース検討会議は、支援対象者の退院後の医療その他の援助に必要な関係機関の実務者で構成する。

3 ケース検討会議は、区保健福祉課課長（保健担当）が必要に応じて招集する。

(秘密の保持)

第8条 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、区保健福祉課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。